◎新潟県訓令第17号

本 庁 地 域 機 関

前

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米 山 隆 一 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第 223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和57年3月新潟県訓令第1号)は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。

様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)
第60号様式	収入金受入通	第100条、第
	知書	101条
第60号様式の 2	収入金受入通	第100条
	知書(県税徴	
	収金)_	
(略)	(略)	(略)

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和57年3月新潟県訓令第1号)は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。

正

改

,,,							
様式番号	名 称	規定条文					
(略)	(略)	(略)					
第60号様式	収入金受入通	第100条、第					
	知書	101条					
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					

第60号様式の次に次の1様式を加える。

第60号様式の2 (第100条関係)

収入区分

収入金受入済通知書

会 計

年 度

予 算 計 上	課科	B	等	金	: 額	
						(円)

繰越区分

収入内容

本書の金額を受入れたので通知します

新 潟 県 税 務 出 納 員 様

納入義務者	
(取扱者)	

①所属→指定金融機関→税務出納員

領収日付印

決議番号

収入金受入通知書

	収入区分	所	属	年 度	会 計	繰越区分	決議番号
ſ							

予 算 計	上課	科	目	等	金	額
						(円)

収入内容

本書のとおり受入れてください

新潟県税務出納員

指 定 金 融 機 関 様 納入義務者 (取扱者)

②所属→指定金融機関

上記のとおり徴収しました。 領収日付印